

平成19年11月6日

各位

会社名 アライドテレシスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 大嶋章禎
(コード番号: 6835・東証第2部)
問合せ先 IR 部部長 原 洋一
(TEL. 03-5437-6007)
(URL <http://ir.at-global.com/>)

ストックオプション（新株予約権）の割当てに関するお知らせ

当社は、平成19年11月6日開催の当社取締役会において、平成19年3月28日開催の当社第20回定時株主総会で承認された会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行を決議いたしましたので、お知らせいたします。

本ストックオプションは当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社及び当社関係会社の従業員、取締役、監査役及び社外協力者に対して発行するものであります。

記

1. 第15回新株予約権証券

- (1) 新株予約権の割当日(発行日)
平成19年11月16日
- (2) 新株予約権の発行数
4,750個（新株予約権1個につき100株）
- (3) 新株予約権の発行価格
無償で発行するものとする
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 475,000株
- (5) 新株予約権の行使に際しての払込金額
1株当たり63円
- (6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
29,925,000円
- (7) 新株予約権の行使期間
平成21年11月6日から平成29年3月28日まで
- (8) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者が当社または関係会社を退職し、当社または関係会社の従業員、取締役および監査役の地位でなくなった場合、新株予約権を行使することができない。ただし、従業員が会社都合により退職した場合もしくは定年により退職した場合、取締役および監査役が任期満了により退任した場合等、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権の相続、質入その他一切の処分は認めない。
 - ③ 新株予約権の最低単位は1個とし、分割行使はできない。
 - ④ 詳細な条件他については、会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところとする。
- (9) 新株予約権の取得および消却の条件
当社は、新株予約権者が上記(8)で定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得し消却することができる。
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡により新株予約権を取得するには、取締役会の承認を要する。
- (11) 新株予約権証券の発行
新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。
- (12) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本に組入れない額
1株当たり31円
- (13) 新株予約権の割当てを受ける者
当社および当社関係会社の取締役、従業員、計12名

2. 第16回新株予約権証券

- (1) 新株予約権の割当日(発行日)
平成19年11月16日
- (2) 新株予約権の発行数
45,250個(新株予約権1個につき100株)
- (3) 新株予約権の発行価格
無償で発行するものとする
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 4,525,000株
- (5) 新株予約権の行使に際しての払込金額
1株当たり63円
- (6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額
285,075,000円
- (7) 新株予約権の行使期間
平成19年11月16日から平成29年3月28日まで
- (8) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者が当社または関係会社を退職し、当社または関係会社の従業員、取締役および監査役の地位でなくなった場合、新株予約権を行使することができない。ただし、従業員が会社都合により退職した場合もしくは定年により退職した場合、取締役および監査役が任期満了により退任した場合等、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権の相続、質入その他一切の処分は認めない。
 - ③ 新株予約権の最低単位は1個とし、分割行使はできない。
 - ④ 詳細な条件他については、会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところとする。
- (9) 新株予約権の取得および消却の条件
当社は、新株予約権者が上記(8)で定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得し消却することができる。
- (10) 新株予約権の譲渡に関する事項
譲渡により新株予約権を取得するには、取締役会の承認を要する。
- (11) 新株予約権証券の発行
新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。
- (12) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価額のうち資本に組入れない額
1株当たり31円
- (13) 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役、監査役および社外協力者、計7名

以 上